

長野県告示第637号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
中川手線	上水内郡信州新町大字越道字大久保4065番の3地先から上水内郡信州新町大字越道字林脇4990番の2地先まで	道路改良	平成19年10月29日

道路管理課

選告示第74号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成19年12月20日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

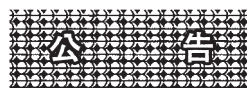
35,427	35,412
361,890	361,765
7,742	7,719
22,826	22,825
17,987	17,964
9,240	9,206
10,817	10,808
9,185	9,165
9,702	9,679
102,254	102,233
60,440	60,443
46,856	46,849
21,055	21,006
28,851	28,829
14,128	14,119
19,741	19,722
11,945	11,935
19,070	19,068
9,186	9,183
19,580	19,556
8,598	8,589
7,568	7,546
21,334	21,359
18,046	18,048
37,877	37,912
21,760	21,749
8,368	8,377
26,297	26,317

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人劇空間夢幻工房
- 3 代表者の氏名
青木 由里
- 4 主たる事務所の所在地
長野市青木島町大塚1055番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、総合芸術としての演劇創造活動を通して、地域文化・芸術の発展向上及び健全な青少年育成・社会教育の推進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
工業統計システム用機材一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成20年2月1日から平成22年12月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 借入場所
長野県企画局情報政策課調査票検査室
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入

札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 （県庁専用郵便番号 380-8570）
 長野県企画局情報政策課統計室
 電話 026 (235) 7070

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成20年1月9日 午後1時30分
 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室
- (3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所
 ア 日時 平成20年1月7日 午後5時
 イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
 （県庁専用郵便番号 380-8570）
 長野県企画局情報政策課統計室
- (4) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課統計室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 委託をする業務等
 工業統計システム導入作業
- (2) 業務等の特質
 入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 委託期間
 平成20年2月4日から平成20年2月8日まで
- (4) 業務場所
 長野県企画局情報政策課調査票検査室
- (5) 入札方法
 業務の委託料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 （県庁専用郵便番号 380-8570）
 長野県企画局情報政策課統計室
 電話 026 (235) 7070

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成20年1月9日 午後2時30分
 イ 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

- ア 日時 平成20年1月7日 午後5時
 イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
 (県庁専用郵便番号 380-8570)
 長野県企画局情報政策課統計室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

情報政策課統計室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画下水道 富士見町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策課、富士見町上下水道課

生活排水対策課

公告

県宮白馬地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県宮白馬地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年12月2日から平成20年1月25日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡白馬村役場

農地整備課

公告

県宮菜の花2期地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県宮菜の花2期地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年12月21日から平成20年1月25日まで

3 縦覧の場所

中野市役所、飯山市役所及び下高井郡木島平村役場

農地整備課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成19年12月20日

長野県知事 村井 仁

1 日時及び場所

日時 平成20年2月6日(水)

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |

3 受講手続

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)

(2) 提出先

住所地为管轄する地方事務所(市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の林務課

(3) 受付期限

平成20年1月28日(月)

(4) 手数料

受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申込書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林整備課

公告

下高井郡山ノ内町による坪根地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年12月20日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成14年5月23日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下高井郡山ノ内町
- 4 事務所の所在地
下高井郡山ノ内町大字平穂3352番地1
- 5 工事着手年月日
平成14年6月11日
- 6 工事完了年月日
平成18年3月27日

農地整備課

公告

下水内郡栄村による泉平地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年12月20日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成11年6月21日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成11年9月20日
- 6 工事完了年月日
平成11年12月6日

農地整備課

公告

下水内郡栄村による小滝地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年12月20日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 土地改良事業の名称
農地等高度利用促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成16年4月19日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成16年9月6日
- 6 工事完了年月日
平成17年12月15日

農地整備課

公告

下水内郡栄村による上野原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成19年12月20日

長野県北信地方事務所長 海野 忠一

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成15年5月28日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成15年9月26日
- 6 工事完了年月日
平成18年12月11日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年12月20日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

- 1(1) 許可番号 平成19年10月3日
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字新道1486-1、1486-2、1486-3、1486-4、1490-2、1490-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区道玄坂1-15-3

株式会社アプラウド 代表取締役 伊佐裕次

- 2(1) 許可番号 平成19年8月10日
長野県佐久地方事務所指令19佐地建第19-17号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市猿久保517-1、517-14、520、521-1、522-1、523、524、525、526、529、530-1、556-1、556-2、556-6、556-7、558-3、594-1、596-1、596-2、597-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴467-3
羽島観光有限会社 代表取締役 酒井金次

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年12月20日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

- 1 許可番号 平成17年7月25日
長野県諏訪地方事務所指令16諏地建第16-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
諏訪郡富士見町境字感應森4730-1、4730-2、4730-3、4730-4、4730-5、4730-6、4730-7、字柳久保12041-18、12041-44、字笹原4546-1、4546-2、4546-3、4546-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
諏訪郡富士見町境9390-1
株式会社タカトミ小林組 代表取締役 小林信高

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年12月20日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

- 1 許可番号 平成19年8月24日
長野県上伊那地方事務所指令19上伊地建第11-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字福与字福原355-1、355-16、355-17の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
静岡県富士市島田町2丁目35
ジャパンロジスティックス株式会社
代表取締役 井出純一

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年12月20日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1(1) 許可番号 平成19年10月16日
長野県指令19建第25-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字堀ノ内字松木下103-8
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字堀ノ内103-5 百瀬 恵美
塩尻市大字上西条134-1 百瀬 秀雄
- 2(1) 許可番号 平成19年11月16日
長野県指令19建第25-14号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字下原1132-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市広丘堅石1143-ロー2
黒田 年孝、黒田 美苗
- 3(1) 許可番号 平成19年11月30日
長野県指令19建第25-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科292-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出2213-36
ディアスOANA G-102 中野 正志

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年12月20日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

- 1 許可番号 平成19年9月18日
長野県長野地方事務所指令19長地建第11-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字日滝字宮原954-4、954-6、955、956-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂851
須坂土建工業株式会社 代表取締役 山崎 覚道

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等及び数量
胎児集中監視システム

- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成20年2月29日
- (4) 納入場所
長野県立須坂病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局総務係
電話 026(246)5511

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年1月22日 午前10時
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成20年1月21日 午後5時(必着)
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)
長野県立須坂病院 事務局総務係
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の可否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県松本建設事務所長 松下 泰 見

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
陸上競技用計測システム 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書によります。
- (3) 納入期限
平成20年3月14日
- (4) 納入場所
長野県松本平広域公園 陸上競技場
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品等に関し、既存システムへの接続並びにアフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 維持管理課

電話 0263 (40) 1981

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年1月31日 午後1時30分

イ 場所 長野県松本合同庁舎 301号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県南佐久建設事務所長 塩 入 邦 寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県単水防管理事業に伴う気象機器検定業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月25日まで

(4) 履行場所

長野県南佐久建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則

第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去10年以内に同種の気象機器検定業務の履行実績を有す

る者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年1月10日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県諏訪建設事務所長 平 沢 清

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

釜口水門コンピュータ精密点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から約60日間

(4) 履行場所

岡谷市湊 釜口水門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年1月10日(木) 午前11時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 講堂

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年12月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月20日

長野県松本建設事務所長 松 下 泰 見

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム多重無線設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月25日まで

(4) 履行場所

松本市中川 水上ダム

塩尻市奈良井 奈良井ダム

東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム

東筑摩郡麻績村 北山ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種のダム多重無線設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所 総務課
電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年1月18日（金） 午後1時30分
イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年1月10日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課